

IV. 食品健康影響評価

12. ニュージーランド

(1) 生体牛

① 侵入リスク

BSE リスク国からの生体牛の輸入

ニュージーランドの生体牛の輸入に関するデータを表1に示す。これらはニュージーランドからの回答書及びBSE リスク国からニュージーランドへの輸出に関するデータ（国際貿易統計データベース（一部は各国政府発行の貿易統計））に基づいている。なお、表1は各BSE リスク国について加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを示している。

回答書によると、ニュージーランドは1988年に英国からの生体牛、精液及び胚の輸入を禁止した。1988年以降、牛の輸入はオーストラリア、カナダ、ニューカレドニア及び米国からのみ許可されている。

1986～2007年のBSE リスク国からの生体牛の輸入は、英国から4頭、米国から9頭、カナダから92頭であった。

一方、貿易統計によると、欧州（中程度汚染国）（オランダ、ドイツ）から73頭、米国から80頭、カナダから35頭のニュージーランドへの生体牛の輸出があったと記録されている。

BSE リスク国からの肉骨粉の輸入

ニュージーランドの肉骨粉の輸入に関するデータを表2に示す。これらはニュージーランドからの回答書及びBSE リスク国からニュージーランドへの輸出に関するデータ（国際貿易統計データベース（一部は各国政府発行の貿易統計））に基づいている。なお、表2は各BSE リスク国について加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを示している。

回答書によると、1962年以降、輸入はオーストラリアからのみとなっており、リスク国からの輸入はなかったと記載されている。

一方、貿易統計によると、英国から22トン、米国から432トン、カナダから987トン、日本から113トンのニュージーランドへの肉骨粉の輸出があったと記録されている。

BSE リスク国からの動物性油脂の輸入

回答書によると、反すう動物飼料用の動物性油脂は、OIE基準に適合する乳製品等以外は輸入されていない。

輸入生体牛又は肉骨粉等が家畜用飼料に使用されたかどうかの評価

輸入生体牛に関しては、ニュージーランドからの回答書には、暴露要因とならなかったと考えられる輸入牛についての詳細な説明が無かったことから、BSE

- 1 リスク国からのすべての輸入牛をリスクの対象とした。
- 2 輸入肉骨粉に関しては、オーストラリアからの輸入のみとなっており、リスク
- 3 国からの輸入はなかったとされている。
- 4 動物性油脂については、OIE 基準に適合する乳製品等以外の動物性油脂は反す
- 5 う動物飼料用として輸入されていないことから、リスクとはならないと判断
- 6 した。

7 表1 BSE リスク国からの生体牛の輸入（ニュージーランド）

		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2007	合計
		輸入頭数	輸入頭数	輸入頭数	輸入頭数	輸入頭数	輸入頭数
輸入実績 ^{※1}	英国	回答書 4	0	0	0	0	4
		貿易統計 0	0	0	0	0	0
	欧州	回答書 0	0	0	0	0	0
	(中程度汚染国)	貿易統計 0	0	0	73	0	73
	欧州	回答書 0	0	0	0	0	0
	(低汚染国)	貿易統計 0	0	0	0	0	0
	米国	回答書	5	4	0	0	9
		貿易統計	20	58	2	0	80
	カナダ	回答書 42	32	18	0	0	92
		貿易統計 26	0	9	0	0	35
その他()	回答書 0	0	0	0	0	0	
	貿易統計 0	0	0	0	0	0	
合計	回答書 46	37	22	0	0	105	
	貿易統計 26	20	67	75	0	188	

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-2007		合計
		頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数	英国換算	頭数
暴露要因となった可能性のある生体牛	英国	4	0.4	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4
	欧州(中程度汚染国)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	欧州(低汚染国)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	米国			5	0.0001	4	0.0001	0	0.00	0	0.00	9
	カナダ	42	0.004	32	0.003	18	0.002	0	0.00	0	0.00	92
	その他()	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	合計	46	0.4	37	0.003	22	0.002	0	0.00	0	0.00	105
		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

貿易統計 ^{※2}	合計	26	0.003	20	0.0004	67	0.002	75	0.73	0	0.00	188
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる	

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある輸入牛については、加重係数を設定した期間の輸入頭数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった生体牛頭数は不明であるため、全頭数を暴露要因となった可能性があるとみなしている。

8 表2 BSE リスク国からの肉骨粉の輸入（ニュージーランド）

		1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2007	合計
		輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数	輸入トン数
輸入実績 ^{※1}	英国	回答書 0	0	0	0	0	0
		貿易統計 0	0	0	0	22	22
	欧州	回答書 0	0	0	0	0	0
	(中程度汚染国)	貿易統計 0	0	0	0	0	0
	欧州	回答書 0	0	0	0	0	0
	(低汚染国)	貿易統計 0	0	0	0	0	0
	米国	回答書	0	0	0	0	0
		貿易統計	0	294	102	36	432
	カナダ	回答書 0	0	0	0	0	0
		貿易統計 0	0	602	385	0	987
その他(日本)	回答書 0	0	0	0	0	0	
	貿易統計 0	0	0	113	0	113	
合計	回答書 0	0	0	0	0	0	
	貿易統計 0	0	896	600	58	1,554	

		1986-1990		1991-1995		1996-2000		2001-2005		2006-2007		合計
		トン数	英国換算	トン数	英国換算	トン数	英国換算	トン数	英国換算	トン数	英国換算	トン数
暴露要因となった可能性のある肉骨粉	英国	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	欧州(中程度汚染国)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	欧州(低汚染国)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	米国			0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	カナダ	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	その他(日本)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
	合計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		

(参考)貿易統計の数字を用いた場合

貿易統計 ^{※2}	合計	0	0.00	0	0.00	896	0.07	600	0.05	58	0.02	1,554
			無視できる		無視できる		無視できる		無視できる		無視できる	

※1 輸入実績及び暴露要因となった可能性のある肉骨粉については、加重係数を設定した期間の輸入トン数のみを記載している。

※2 貿易統計では、暴露要因とならなかった肉骨粉量は不明であるため、全トン数を、暴露要因となった可能性があるとみなしている。

1 侵入リスクのレベルの評価

2 ニュージーランドからの回答書に基づき、侵入リスクのレベルの評価を行った
3 結果、生体牛については、1986～1990年は英国換算で0.4、1991～1995年は
4 0.003、1996～2000年は0.002、2001～2007年は0となり、すべての期間にお
5 いて侵入リスクは「無視できる」と考えられた。(貿易統計に基づき侵入リスク
6 のレベルの評価を行った場合も、1986～2007年のすべての期間において英国換
7 算で0.73以下であり、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考
8 えられた。)

9 また、肉骨粉については、BSEリスク国からの肉骨粉の輸入は無かったとさ
10 れることより、すべての期間において侵入リスクは「無視できる」と考えられた。

11 (貿易統計に基づき侵入リスクのレベルの評価を行った場合も、1986～2007年
12 のすべての期間において英国換算で0.07以下であり、すべての期間において侵
13 入リスクは「無視できる」と考えられた。)

14 輸入生体牛及び肉骨粉の組み合わせにより生じた全体の侵入リスクは、全期間
15 において「無視できる」と考えられた。(表3)(貿易統計に基づきの侵入リスク
16 のレベルの評価を行った場合も、全期間において「無視できる」と考えられた。)

17 **表3 侵入リスク (ニュージーランド)**

	1986-1990	1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2007
生体牛	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる
肉骨粉	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる
全体	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる	無視できる

18 ② 国内安定性(国内対策有効性の評価)

19 飼料規制

20 BSEに関連した飼料規制としては、1996年に反すう動物由来たん白質の反す
21 う動物への給与の自発的な禁止が行われ、その後2000年には法的に禁止された。

22 ニュージーランドでは、反すう動物には牧草を給与することが一般的であり、
23 濃厚飼料が給与されることは非常に少ない。肉骨粉は、1995年までは牛に給与
24 されていたが、これらはすべてニュージーランド国内の原材料を用いて製造され
25 たものであった。また1996年以降は、飼料規制により肉骨粉の反すう動物への
26 給与は行われなくなり、肉骨粉は非反すう動物飼料用及び肥料用として利用され
27 ている。
28

29 農場での牛と豚・鶏の混合飼養は行われているとされているが、飼養牛全体に
30 占める混合飼養の割合に関する情報は得られていない。

31 飼料給与及び飼料製造・流通規制に関する規制の実施主体は、ニュージーラン
32 ド農林省バイオセキュリティ庁(MAFBNZ)であり、遵守状況確認はニュージーラ
33 ンド食品安全省検証局(NZFSA Verification Agency)が実施している。
34

35 農場での飼料給与に関する監査結果については、具体的な監査件数及び違反内
36 容についての詳細な情報は得られていないが、「非遵守事例はない」と記載され

1 ている。

2 反すう動物由来たん白質を使用する飼料製造施設は、反すう動物たん白質管理
3 プログラム（RPCP）を準備し、実施・登録しなければならない。プログラムで
4 は、飼料が反すう動物由来たん白質によって汚染されるリスクを管理および最小
5 限に抑える方法を明記すること等が定められている。飼料製造施設における監査
6 結果については、2006年にライン分離が義務化された後にもRPCPを準備せず
7 に操業した施設が数例確認されたほか、表示に関する非遵守事例が数件確認され
8 ているが、直ちに是正措置がとられている。また、飼料に製パン所の廃棄物を利
9 用する施設において、ミートパイが混入したことにより反すう動物由来たん白質
10 が検出された事例があったが、この施設も是正措置を受けている。

11 飼料サンプリングは、すべての飼料製造施設で汚染リスクのある製品を対象と
12 して無作為に行われる。検査はイムノクロマトグラフィー法により行われ、擬陽
13 性となった場合は、PCR法もしくは顕微鏡試験による確認検査が行われる。

14 15 **SRMの利用実態**

16 ニュージーランド国内にはSRMの定義は無い。

17 SRMの利用実態及び処理方法については詳細な情報は得られていないが、農場
18 死亡牛は通常レンダリング処理が行われている。

19 なお、EFSAが行った「ニュージーランドに関するGBRのワーキンググルー
20 プ報告書2005」（参照¹）によると、SRM及び死亡牛はレンダリング処理され、
21 非反すう動物用飼料として利用または輸出されると記載されている。

22 23 **レンダリングの条件**

24 レンダリング条件は、施設により、バッチ操作～連続操作、気圧は大気圧～2.5
25 気圧、温度は95～135℃、時間は2～180分と様々であり、OIE基準である133℃
26 20分3気圧を満たしている施設は無い。遵守状況については、「非遵守の事例は
27 無い」と記載されている。

28 29 **交差汚染防止対策**

30 飼料製造施設は、2009年の時点で120施設存在しており、反すう動物用飼料
31 及び反すう動物由来たん白質を含む飼料を製造している混合施設が10施設、反
32 すう動物由来たん白質を含まない飼料を製造している専用施設が90施設、非反
33 すう動物用飼料のみを製造している専用施設が20施設となっている。2006年以
34 降、反すう動物たん白質を含む飼料と反すう動物用飼料を共に製造する施設では、
35 異なるラインを使用することが義務づけられている。

36 レンダリング施設は41施設存在している。2008年以降、HACCPプログラム
37 には、レンダリング施設での交差汚染防止に関する条項が含まれている。

1 **その他**

2 回答書には、「ニュージーランドは伝達性海綿状脳症（TSE）の発生が無い国
3 であると認められている」と記載されている。なお、2009年に非定型スクレイ
4 ピー/Nor98が一例報告されているが、ニュージーランド食品安全庁(NZFSA)の
5 公表資料によると、非定型スクレイピー/Nor98は、主流の科学的見解では、老
6 齢の綿羊及び山羊で自然発生する変性疾患であるとされている。

7
8 **国内安定性の評価**

9 ニュージーランドからの回答書に基づき、国内安定性の評価を行った結果、
10 1986～2000年は「暴露・増幅する可能性が高い」、2001～2006年は「暴露・増
11 幅する可能性が中程度」、2007年は「暴露・増幅する可能性が低い」と考えられ
12 た。（表4、表5）

13 **表4 国内安定性の概要（ニュージーランド）**

項目	概要
飼料給与	1996年 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止(自発的) 2000年 反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止(法的)
SRMの利用実態	【SRM、死亡牛】 レンダリング処理され、非反すう動物用飼料として利用または輸出される (EFSA GBRワーキンググループ報告書2005より)
レンダリングの条件	施設により 操作:バッチ操作～連続操作 気圧:大気圧～2.5気圧 温度:95～135℃ 時間:2～180分 とさまざまな条件で行われている OIE基準である133℃20分3気圧の条件を満たす施設は無い
交差汚染防止対策	【飼料製造施設】 約120施設 (専用施設が110施設、混合施設が10施設) 2006年～ 混合施設でのライン分離を義務づけ 【レンダリング施設】 41施設 2008年～ HACCPプログラムにレンダリング施設での交差汚染防止に関する条項が含まれる

14
15
16 **表5 国内安定性の評価のまとめ（ニュージーランド）**

	飼料給与の状況	SRMの利用実態、レンダリングの条件、 交差汚染防止対策等	暴露増幅する可能性
1986-2000年	特に規制なし	-	高い
2001-2006年	反すう動物由来たん白質→反すう動物の給与禁止	-	中程度
2007年		飼料製造施設(混合施設)でのライン分離を義務づけ	低い

③ サーベイランスによる検証等

母集団の構造

回答書によると、2006年におけるニュージーランドの牛の飼養頭数は約961万頭である。内訳は、肉牛が約444万頭で、乳牛が約517万頭である。

サーベイランスの概要

BSEのサーベイランスは、TSEに合致する病歴のあるすべての症例が対象となる。2000～2005年に行われた強化TSEサーベイランスプログラムでは、到着時に既に死亡していた牛、係留中に死亡した牛、BSEの定義に合致し検査不合格とされた牛（ダウナー牛を含む）、輸入牛及びペットフード用にレンダリング施設に送られた一部の牛が検査対象とされた。また2007年以降は、OIEのタイプBサーベイランスに準拠している。

診断は、オーストラリア及びニュージーランドの標準診断手順に従い、主に病理組織学的検査により行っている。サーベイランスの実施頭数に関しては、2001年は384頭、2002年以降は毎年約2000～3000頭となっている。これまでにBSE陽性牛は発見されていない。なお、直近7年間のサーベイランス結果について、OIEで利用されているポイント制に基づき試算したところ、95%の信頼性で、成牛群の有病率が10万頭に1頭未満であることを示す基準は満たしていると推定された。（表6）

表6 サーベイランスポイントの試算（ニュージーランド）

牛の飼養頭数(2006年)9,609,000頭※→7年間で300,000ポイント以上必要

サーベイランス実施頭数					
年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故による と畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
2001	285	0	0	99	384
2002	2853	0	0	84	2,937
2003	1970	0	0	89	2,059
2004	2800	0	0	118	2,918
2005	688	0	0	1094	1,782
2006	0	1395	0	0	1,395
2007	0	484	0	0	484
合計	8,596	1,879	0	1,484	11,959
サーベイランスポイント	(×0.2) 1,719	(×0.9) 1,691	(×1.6) 0	(×750) 1,113,000	1,116,410 (目標達成)

*OIEのA型サーベイランスで必要とされるポイント数と、サーベイランスポイントとを比較。

*サーベイランスポイントは、全頭「4歳以上7歳未満」として仮定して計算。

*牛の飼養頭数は、回答書記載された数値を利用し、すべて24か月齢以上とみなして計算。

*2006年及び2007年は、死亡牛・不慮の事故によると畜牛、臨床的に疑われる牛のいずれか不明であるため、すべて死亡牛と仮定して計算。

BSE 認知プログラム、届出義務

BSE認知プログラムは1990年に開始された。BSE臨床症状についての認知度を高めるための回覧等が獣医師及び家畜産業団体に送付されているほか、獣医学部での講義や農林省職員に対する訓練演習等も行われている。なお、BSEが確認された場合にはOIEの定める手順が適用される。

BSEの届出は1989年より義務付けられている。補償については、農林省バイオセキュリティ局が、農場経営者及び獣医師に対してTSE検査奨励金を支払っている。

1 (2) 食肉及び内臓

2 ①SRM 除去

3 SRM 除去の実施方法等

4 ニュージーランドでは、頭部、せき髄、回腸遠位部及びせき柱は SRM に指定
5 されておらず、これらの部位は通常、非食用とは見なされていない。ただし、輸
6 出先国からの要求があった場合には、除去後レンダーリングを経て廃棄される。日
7 本に輸出される食肉については、全月齢の頭部（脳、頭蓋、目、三叉神経節、扁桃
8 を含む。舌、頬肉を除く。）及びせき髄が除去されている。せき柱及び回腸遠
9 位部は、輸入者に対する通知による SRM の輸入自粛指導により、日本に輸入さ
10 れないようになっている。

11 と畜工程に関しては、ナイフを含む全ての器具は、通常各と体ごとに洗浄また
12 は滅菌消毒される。また、枝肉へのせき髄片の付着がないことの確認は、輸出先
13 国からの要求があった場合には、公認食肉検査官及び獣医官が無作為に検査を行
14 っている。

15 SSOP、HACCP に基づく管理

16 ニュージーランドでは、1999 年よりすべてのと畜場においてリスク管理プロ
17 グラムを実行することが義務づけられ、このプログラムの中で、SSOP 及び
18 HACCP に関する手順を含めることとされている。しかしながら、重要管理点で
19 特に BSE 管理に関連するものは無い。

20 日本向け輸出のための付加的要件等

21 日本へ輸出している食肉業者は、ニュージーランド食品安全省（NZFSA）の
22 リストに記載され、かつ詳細情報が日本の所轄機関に送付されている必要がある
23 とされている。

24 ② と畜処理の各プロセス

25 と畜前検査及びと畜場における BSE 検査

26 すべての動物は、検査官によりと畜前検査が行われる。と畜前検査により、
27 病気もしくは人の食用に適さない状態であることが確認された動物は、専用施設
28 に移動し隔離され、サンプリングの対象となる。

29 通常と畜牛の BSE 検査は、サーベイランス目的で一部のみ実施されている。

30 スタンニング、ピッシング

31 スタンニング及びピッシングについては、OIE 基準に準拠している。圧縮した
32 空気またはガスを頭蓋腔内に注入する方法は用いられておらず、またピッシング
33 も行われていない。

1 **③ その他**

2 **機械的回収肉（MRM）**

3 機械的回収肉(MRM)は、ニュージーランド国内において生産が行われているが、
4 日本への輸出実績はない。

5
6 **トレーサビリティ**

7 1999年7月以降に産まれた牛には、すべて耳標による個体識別が義務づけら
8 れている。また輸入動物、胚及び精液にも、トレーサビリティが適用されてい
9 る。個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合は100%である
10 とされている。

11
12 **と畜場及びと畜頭数**

13 2009年の時点で、ニュージーランドにはと畜場が52施設存在している。年間
14 と畜頭数は、BSE疑いのある動物等（BSE疑い以外で廃棄処分となった動物を
15 含む）が約2万6千頭、健康と畜牛（成牛）が約246万頭、その他（子牛等）が
16 約138万頭の合計387万頭となっている。

17
18 **④食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価**

19 ニュージーランドからの回答書に基づき、食肉処理工程におけるリスク低減措
20 置の評価を行った結果、リスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と考えられ
21 た。（表7）

1

表7 食肉の評価の概要（ニュージーランド）

		措置内容	判定
SRM除去の 実施状況等	SRMの定義	国内でのSRMの定義は無し	SRMを各国の規定等（せき柱・回腸遠位部は輸入時のリスク管理措置）に基づき除去している（実施方法等◎）
	SRMの除去	【日本に輸出される食肉】 ・頭部、せき髄・・・全月齢 その他（全月齢のせき柱、回腸遠位部）は、輸入者に対する通知によるSRMの輸入自粛指導により日本に輸入されないようになっている	
	実施方法等	ナイフを含む全ての器具は、各と体ごとに洗浄または滅菌消毒する せき髄除去後の枝肉の洗浄については情報は得られていない 枝肉へのせき髄片の付着がないことは、輸出先国の要求があった場合は食肉検査官及び獣医官が確認している すべてのと畜場においてSSOP及びHACCPを導入	
と畜場での検査 スタンニング ピッシング	と畜場での検査	・すべての動物は、検査官によりと畜前検査が行われる 病気もしくは人の食用に適さないとされた動物は専用施設に移動・隔離し、サンプリングの対象となる ・通常と畜牛のBSE検査は、サーベイランス目的で一部のみ実施	○
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	実施していない	
	ピッシング	実施していない	
MRM		国内では製造されているが、日本への輸出実績は無い	
日本向け輸出のための付加要件等		日本へ輸出している食肉業者は、ニュージーランド食品安全省(NZFSA)のリストに記載され、かつ詳細情報が日本の所轄機関に送付されている必要がある	
家畜衛生条件			
通知による食用の牛肉等の輸入に関する行政指導		BSE未発生国であっても、万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、食用に供されるSRMの輸入を控えるよう、輸入業者へ指導	
リスク低減措置の評価		リスク低減効果 非常に大きい～大きい	

2

3

1 (3) まとめ

2 ニュージーランドからの回答書などにに基づき、我が国に輸入される牛肉等の評
3 価を行った結果、侵入リスクは、1986～2007年のすべての期間において「無視
4 できる」と考えられた。また、国内安定性の評価は、1986～2000年は「暴露・
5 増幅する可能性が高い」、2001～2006年は「暴露・増幅する可能性が中程度」、
6 2007年は「暴露・増幅する可能性は低い」と考えられた。

7 これら侵入リスクと国内安定性の評価の結果から、国内で BSE が暴露・増幅
8 した可能性は無視できると考えられる。

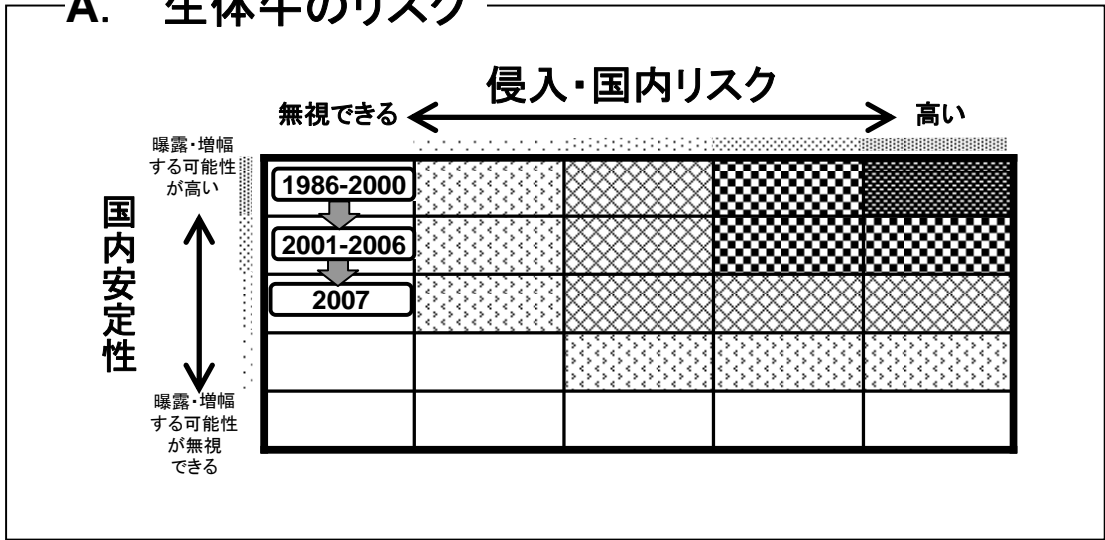
9 サーベイランスでは、これまでに BSE 陽性牛は発見されておらず、直近 7 年
10 間のサーベイランス結果について OIE で利用されているポイント制に基づき試
11 算したところ、95%での信頼性で、成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満である
12 ことを示す基準を満たしていると推定された。

13 また、食肉処理工程におけるリスク低減効果は、「非常に大きい～大きい」と
14 推定された。

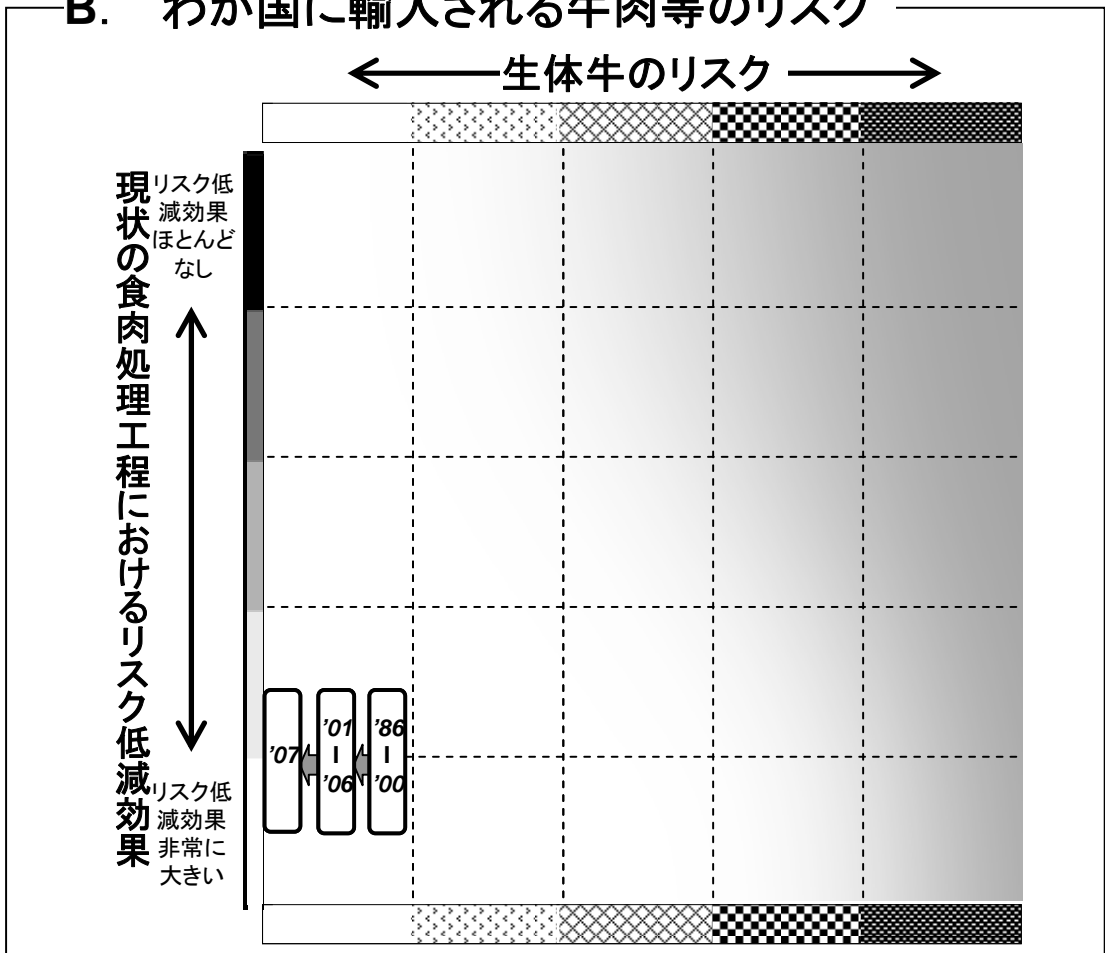
15 以上から、ニュージーランドでは、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無
16 視できると考えられ、さらに食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大
17 きい～大きい」と推定されたため、ニュージーランドから我が国に輸入される牛
18 肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる。

1 <参考図・ニュージーランド>

A. 生体牛のリスク



B. わが国に輸入される牛肉等のリスク



期間は出生コホート(牛の誕生日)を示す

¹ EFSA, Working Group Report on the Assessment of the Geographical BSE-Risk(GBR) of NEW ZEALAND 2005